

# 改正高年齢者雇用安定法の概要と留意点

## ～改正労働者派遣法と改正労働契約法のポイントについても解説～

8月29日、高年齢者の継続雇用時の対象者基準の廃止等を盛り込んだ「改正高年齢者雇用安定法」が成立し、2013年4月1日に施行される見込みとなりました。現在認められている対象者基準（労使協定で定める基準によって対象者を限定できる仕組み）が廃止され、原則、希望者全員の雇用確保が求められるようになり、さらにこうした高年齢者雇用確保の措置義務に違反した場合には、企業名が公表される仕組みも創設されることになっています。詳細な基準や運用方法等については、今後政省令等で定められることとなりますが、施行まで残り約半年、改正法の趣旨を押さえ早めの対応を検討する必要があります。今回は経団連より講師を招き、改正高年齢者雇用安定法の概要と留意点のほか、改正労働者派遣法と改正労働契約法のポイント等についても解説をいただきます。

### 講義内容 (予定概要)

- 改正高年齢者雇用安定法の概要と留意点
  - 対象者基準の廃止と指針の策定、経過措置
  - グループ企業への雇用確保先の拡大
  - 企業名公表の創設 など
- 改正労働者派遣法のポイント
- 改正労働契約法のポイント
- その他、質疑応答

**日時** 平成24年10月30日(火)  
14:00～16:00 (受付開始:13:30～)

**参加費** 労働法研究会員 : 無料  
当協会会員 : ￥3,000  
非会員 : ￥5,000  
※当研究会員の事業所であれば、代理の方でも、何名参加されても無料です。  
※すべてテキスト代・消費税込み

**場所** 産業貿易センタービル地下1階 B102号室  
横浜市中区山下町2 産業貿易センタービルB1F

**会場案内** JR、市営地下鉄関内駅下車、徒歩15分  
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口下車、徒歩5分

**講師** 一般社団法人 日本経済団体連合会  
労働政策本部 主幹 遠藤 和夫 氏



**【申込方法】** 下記申込書にご記入の上FAXにてお申し込み下さい。  
参加証は発行いたしませんので、当日会場へお集まり下さい。

**【注意事項】** 締め切り後のキャンセルはキャンセル料（全額）を申し受けますので予めご了承下さい。

(社)神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F  
TEL 045-671-7060, FAX 045-671-7087, 担当: 深澤 <http://www.kana-keikyo.jp>

申込FAX送信先: 045-671-7087

平成24年 月 日

×切: 10月26日(金)

第81回労務委員会、第149回労働法研究会 <10/30(火)> 参加申込書

hp

会社名		事業所名	いずれか該当に○印
住所		TEL	労働法研究会員・会員・非会員
〒		FAX	
申込者氏名	申込者所属役職	申込者E-mail	
参加者氏名	参加者所属役職	参加者E-mail	

上記の通り 名参加。参加費合計 円は イ)銀行振込、ロ)郵便振替、ハ)当日持参 いたします。  
【お振込先】 銀行振込(横浜銀行本店営業部当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)